

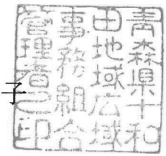
十和田地域広域事務組合指令第 7 号

一般廃棄物処理業許可（更新）証

令和 7 年 4 月 1 日付けで申請のあった一般廃棄物処理業について、次のとおり許可（更新）する。

令和 7 年 4 月 2 8 日

十和田地域広域事務組合
管理者 櫻田 百合子



所 在 地	青森県八戸市大字長苗代字幕ノ内 1 0 番地 5
名 称	有限会社マモル商運
代 表 者 氏 名	代表取締役 守田 功
取扱一般廃棄物の種類	可燃ごみ、不燃ごみ、資源ごみ、粗大ごみ
収集、運搬及び処分の別	収集・運搬（積替え保管 無し）
営 業 の 区 域	十和田市、六戸町、おいらせ町、五戸町、新郷村
収 集 、 運 搬 用 車 両	・ 八戸 8 0 0 さ 9 7 2 2 ・ 八戸 8 0 0 さ 8 3 3 5 ・ 八戸 8 0 0 は 1 3 9 9 ・ 八戸 8 0 0 さ 8 9 4 1 ・ 八戸 1 0 0 す 6 0 6 1 ・ 八戸 1 0 0 す 3 6 9 2 ・ 八戸 4 0 0 そ 9 1 7 6
条 件	十和田地域広域事務組合廃棄物の処理及び清掃に関する 条例施行規則第 8 条の規定を遵守すること。
許 可 期 間	令和 7 年 5 月 1 日から令和 9 年 4 月 3 0 日まで